

## 5 代理受給をする場合(世帯主以外が受給する場合に、記入してください。)

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
			西暦・明治・大正・昭和・平成 年　月　日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 本支援金の確認・請求及び受給を委任します。			署名(又は記名押印) 世帯主氏名	(印)

### 【誓約・同意事項】※すべての項目を確認してください。

- ① 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金(家計急変世帯分)(以下「支援金(家計急変世帯分)」)の支給要件(※)に該当します。  
 ※ 支援金(家計急変世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。  
 ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。  
 イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
 (注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からぬときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。  
 ② 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。  
 ③ 支援金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として支給申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。  
 ④ 支援金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での支援金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
 ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
 ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、支援金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。  
 ⑦ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、支援金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。  
 ⑧ 支援金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金(家計急変世帯分)を返還します。

### 【提出書類】※添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

#### ◆必ず提出するもの

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び  
住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金(家計急変世帯分)申請書(本書)

#### ◆該当する方のみ提出するもの

- (代理人が支援金を受給する場合)代理人の本人確認書類の写し(コピー)

※ 代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し  
(いずれか1つ)('個人番号通知カード'は本人確認書類にはなりません。)

(表面「4. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックがある方は、以下資料の提出は不要です。)

- 簡易な収入(所得)見込額の申立書

- 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※ 給与明細、帳簿、年金支給決定書、通帳の写し等、収入や経費の金額のわかる書類を添付してください。

- 申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)('個人番号通知カード'は本人確認書類にはなりません。)

- 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※ 申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し

- 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)

※ 振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び 住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金(家計急変世帯分)の申請について

市では、光熱費をはじめとした物価高騰の影響に加え、冬季に向けての灯油購入費等の一部を支援するため、住民税非課税世帯のほか、同様の事情にあると認められる家計急変世帯に対し、表題の支援金を支給します。

対象世帯	新潟市に住民票があり、令和4年1月以降に予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にあると認められる世帯。		
非課税相当限度額	世帯全員の令和4年1年間における収入(所得)見込額が、下記の限度額以下である場合に申請できます。詳しくは、別紙『簡易な収入(所得)見込額の申立書』をご確認ください。		
	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
	単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円	41.5万円
	配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
	配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187.9万円	123.4万円
	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277.9万円	186.4万円
	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円
支給額	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 … 5万円 住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金 … 1万5千円		
申請方法	上記を確認の上、 <u>自身が対象世帯となる場合には、左部「申請書(請求書)」に必要事項を記入し、必要な提出書類とともに、返信用封筒で郵送してください。</u>		
申請期限	令和5年1月31日(火)まで(消印有効)		
問い合わせ先	新潟市物価高騰対策支援金センター ☎ 025-247-8330 8:30~17:30(土・日・祝日・12/29~1/3を除く) ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページでも掲載しています。 ・新潟市トップページから 検索 物価高騰対策支援金 または ・右記二次元コードを読み取り →		

### 記入上の注意点

○世帯主以外が受給する場合のみ記入してください。世帯主氏名が自署の場合は、押印不要です。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
	ニイガタ イチロウ	子	西暦・明治・大正・昭和・平成 10年 11月 1日	〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 日中に連絡可能な電話番号 000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、 本支援金の確認・請求及び受給を委任します。				署名(又は記名押印) 世帯主氏名 新潟 太郎 (印)

## 記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆は使用できません。

(記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。)

○現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる方は、令和4年1月1日時点の住所を記入してください。

番地など詳細な住所がわからない場合は、市区町村名までの記入でも構いません。

○令和4年1月以降に家計が急変した人に「○」印を記入してください。

フリガナ 氏名	申請者 との続柄	生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1月以降 家計急変が あった者
1 (申請者) ニイガタ ハナコ 新潟 花子	本人 妻	西暦・明・大・昭・平・令 45年 1月 2日	新潟県長岡市大手通○-○-○	○

○原則、「1 申請・請求者」の口座とします。通帳表紙の裏面やキャッシュカード等を確認し記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
○○ 1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 渔協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	△△ 本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7	ニイガタ タロウ
金融機関コード 9 1 9 9	支店コード 1 2 3			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳 の見開き左上またはキャッシュカードに記載 された記号・番号をご記入ください。	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 1	ニイガタ タロウ



### 誓約・同意事項（本人控え）

- ① 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金（家計急変世帯分）（以下「支援金（家計急変世帯分）」）という。の支給要件（※）に該当します。  
※ 支援金（家計急変世帯分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。  
ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。  
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- ③ 支援金（家計急変世帯分）は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として支給申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ④ 支援金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での支援金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、支援金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市区町村が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、支援金（家計急変世帯分）が支給されないことに同意します。
- ⑧ 支援金（家計急変世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金（家計急変世帯分）を返還します。

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び 住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金（家計急変世帯分）申請書（請求書）

(宛先) 新潟市長

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しましたので、裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

### 1 申請・請求者（世帯主）

世帯主氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和	〒 年 月 日 日中に連絡可能な電話番号 ( )

### 2 申請者が属する世帯の状況（※申請日時点の世帯全員について記載）

フリガナ 氏名	申請者 との続柄	生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1月以降 家計急変が あった者
1 (申請者) ニイガタ タロウ	本人	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日
2				
3				
4				
5				

### 3 振込口座（原則、「1 申請・請求者」の口座とします。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 渔協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	支店コード 1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳 の見開き左上またはキャッシュカードに記載 された記号・番号をご記入ください。	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 1	ニイガタ タロウ	

### 4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の受給状況

※両方に該当する場合、□にチェックしてください。該当者は、裏面に記載の提出書類が一部不要になります。

- 1の申請・請求者は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）について、令和4年1月以降の収入の減少により、新潟市に申請し、支給を受けました。
- 2の申請者が属する世帯の状況は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の支給を受けた世帯と同一です。